

地方消費者行政の充実・強化を求める意見書

2009年9月に消費者庁及び消費者委員会が発足し、国民の目線に立った行政の実現に向け、その第一歩が踏み出されたが、今後、国及び地方自治体は、消費者が、どこでも消費生活相談を受けられるなど、消費者の安全や安心を確保する体制を確立することに万全を期さなければならない。

2008年度第2次補正予算により、地方消費者行政活性化基金が各都道府県に造成され、地方自治体は、地方消費者行政を強化するための「集中育成・強化期間」とされる2011年度まで、基金を利用した事業を行うことができることとなった。

しかし、2012年度以降の国からの財政的支援が担保されていないため、市町村では、消費生活相談窓口の設置などの基盤整備に二の足を踏む状況が見受けられる。

このため、基金の使途については、年度ごとに取り崩し限度額があることを見直すほか、相談員の人件費に直接充当することができるようにするなど、地方自治体にとってより使い勝手の良いものに改善すべきである。

よって、国会及び政府においては、地方消費者行政に関し、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方消費者行政活性化基金を、地方自治体にとって、より使い勝手の良いものとするため、地方自治体の意見を踏まえ、地方消費者行政活性化交付金交付要綱を改正すること。
- 2 2011年度末までの「集中育成・強化期間」後の国の支援のあり方について、地方自治体など関係者の意見も踏まえて早急に検討し、必要な措置を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）全議員